

告 示

埼玉県告示第四百七十五号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年四月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 作業種別
基本測量
- 二 作業期間
平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで
- 三 作業地域
埼玉県全域